

単位互換制度について

○単位互換制度について

単位互換制度とは参加大学間で学生が他大学の科目を履修し、それを在籍大学の単位として認定する制度です。

本学では『大学コンソーシアム大阪』による単位互換制度を導入しています。

1. 履修手続方法

① 『大学コンソーシアム大阪』単位互換制度

単位互換履修生募集ガイドから履修希望科目を選択し、大学コンソーシアム大阪のHPから出願登録を行い、出願票を印刷してください。(この登録だけでは出願が完了していません)印刷した出願票を以下の期間中に本キャンパス教務課まで提出してください。

- ・提出期間：パンフレットに記載の締切日の2日前(大学によって異なります。)
- ・受付時間：月曜～金曜 9:00～17:00 土曜 9:00～12:30

2. 履修の許可

履修の許可は受け入れ大学で行い、結果が本学に通知され次第、各出願者に通知します。履修者制限のある科目については、提出された出願票にもとづき受け入れ大学で選考を行います。

3. 出願及び履修登録上の注意事項

- ① 前年度までの修得単位数が以下の条件を満たさない学生は出願できません。
 - ・1年次終了時の修得単位数が20単位以上であること
 - ・2年次終了時の修得単位数が50単位以上であること
 - ・3年次終了時の修得単位数が80単位以上であること
- ② 単位互換科目については、本学の履修制限単位数に含みません。ただし、**半期4単位、年間8単位**までを上限とします。
- ③ 『大学コンソーシアム大阪』単位互換制度では教職課程科目も提供されています。但し、教職課程科目は出願条件及び単位認定方法が非常に複雑なため**本キャンパス教務課で履修指導を受けた場合のみ**出願を許可します。
- ④ 許可された科目の変更及び取消は認められません。科目の選択の際には、本学と受け入れ大学の授業時間及び移動時間を充分考慮して申し込んでください。また、許可された科目は必ず最後まで授業に出席してください。なお、履修先と本学間の交通費は自費となります。

4. 単位認定上の注意事項

- ① 単位互換科目の卒業要件への算入可能な単位数は **12 単位を上限**とします。また単位認定数は、留学による単位認定、資格による単位認定を含めて 30 単位（編入学者は 16 単位）を上限とします。
※編入学者は単位互換科目を卒業要件へ算入することはできません。
- ② 単位認定については、受け入れ大学から成績が本学に到着後、科目内容等を検討の上認定し、成績通知書に記載します。**単位認定された場合の評価は N となります**。また、認定する単位の算入区分は、**一般教育科目の自由選択科目**となります。
- ③ 4 年次生以上については、**前期卒業予定者は単位認定を行いません**。また、**後期卒業予定者については、前期終了科目に限り、単位認定を行います**。

以上